**江東ラグビークラブ規約及び入会同意について**

（名称及び所在地）
第１条　　本クラブは、江東ラグビークラブ（以下クラブという）と称し所在地はクラブ代表者宅に置く。

クラブは、東京都ラグビーフットボール協会に加盟する。
（目的）
第２条　　ラグビーフットボールを通じて、子供たちに楽しく運動する機会を与えると共に、常に一貫した

指導の下、ラグビーの練習及びルールを通してラグビーに対する正しい理解と関心を高め、併せて健全な心身の発達を図ることを目的とする。
（活動）
第３条　　前条の目的を達成する為に次の活動を行う。
    1. ラグビーフットボールの練習。
    2. 他のラグビースクール等との交流試合及び親睦。
    3. ラグビーフットボール協会行事への参加及び試合観戦。
    4. 野外活動（合宿、レクリエーション等）
    5. その他、目的達成に必要な活動。
（指導内容）
第４条　　別途定める指導方針に従う。
（会員）
第５条　　クラブの会員は、原則、江東区とその周辺区域の小中学生及び幼児とする。但し、他地域からの

希望があれば入会させる事ができる。
（父母会）
第６条　　会員の保護者は、入会と同時に父母会会員となる。父母会は第10条に定める役員の任務を援助する。

（クラブ運営）

第７条　　本クラブの運営ならびに第３条に定める活動は、父母会会員の無償の奉仕活動によって執り行われる。クラブを適切に運営していくために、父母会会員は積極的に運営にかかわるものとする。

（役員会）
第８条

1. クラブには以下の役員を置き、役員会を構成する。役員の任期は１年とし再任を妨げない。
2. 代表１名、監督１名、指導委員長１名、各カテゴリーチーフコーチ各１名　事務局長1名、副事務局長3名、

各カテゴリー事務局員各1名　会計委員１名　父母会会長１名、父母会副会長２名、副事務局長1名は会計監査役を兼任する。

3.　役員は役員会を開催し、必要事項について協議する。

4.　役員会は構成員の過半数以上の出席をもって成立する。

5.　役員会での議決は出席者の過半数以上の賛成をもって成立する。

（総会の開催）
第９条

1. 役員会は、毎年３月に役員および会員保護者から成る総会を開催する。必要に応じて、臨時総会を開催することができる。

2.　総会では、役員の選出等、必要な議案を議決する。

3.　総会は議決権の過半数以上の、委任状を含む出席をもって成立する。役員の議決権は１とする。

議決権については、１家庭に複数の会員が在籍する場合や、保護者の数にかかわらず、１家庭につき１とする。

また、保護者が役員である場合も、同様に１家庭につき１とする。

但し、会員が在籍しない指導員については、各人につき１とする。

4.　総会での議決は、総会の議決権の過半数以上の賛成をもって成立する。

（役員の任務）
第１０条　　各役員は下記の任務を行う。

1.　代表は全会員の指導およびクラブの運営の全体統括をする。

2.　監督は全会員の指導を統括する。

3.　事務局長はクラブの運営を統括する。

4.　指導委員長は監督を補佐し、全会員の指導を行う。

5.　チーフコーチは指導委員長を補佐し、担当カテゴリ会員の指導を行う。

6.　副事務局長は事務局長を補佐し、事務局員と共にクラブの運営を行う。

7.　会計委員はクラブの収入及び支出の管理を行う。

8.　父母会会長は父母会を代表してクラブの運営に協力する。

9.　父母会副会長は父母会長を補佐し、父母会員と共にクラブの運営に協力する。

10. 会計監査役はクラブの会計を監査する。

（会費及び会計）
第１１条
    1. クラブの運営に必要な費用は会費をもって賄う。
    2. 会費は別に定める額とし、１年毎の前納とする。但し、期の途中で入会した場合は、残りの月数の月割り

　　合計金額で納入する。これ以外に会員合意の上、別途特別会費を徴収する事がある。
    3. 会計年度は毎年１０月より翌年９月とする。
    4. 既納の会費は返還しない。
（入会及び退会）
第１２条　　入会は所定の入会届出をもって、また退会は保護者からの退会通知をもってする。
（会員のモラル）
第１３条　　会員は下記のことを遵守する。
    1. 指導委員の指示に従いルールを守ること。
    2. クラブの規約を守り、クラブの目的に沿うよう努力すること。
    3. チームワークを守り、クラブ全員、明朗快活となるよう楽しい雰囲気の中にも真面目な行動をとること。

4.交流会などの試合中、選手に声をかけることができるのは、代表・監督・ヘッドコーチ・カテゴリー（学年）チーフコーチ及びその代行者のみとする。（低学年・幼児のフォローコーチは指示可）

（除名）
第１４条　　クラブは、会員および父母会会員としてふさわしくないと認められる者に対し、役員会の決議に

より除名することができる。
（事故に対する責任範囲）
第１５条　　会員はスポーツ障害保険が付保される。会員を指導する指導委員及び父母会会員は全て無償の

奉仕活動を行っているものであり、クラブの活動及びこれに関連する行動全てにおいて発生した会員の傷害及び死亡事故等に対しては上記スポーツ傷害保険の範囲で解決するものとし、それ以外にクラブや個々の指導委員

および父母会会員に対して一切の保障や法的責任を求めない事を誓約し、これを入会の条件とする。

（個人情報取り扱い）

第１６条

江東ラグビークラブおよび会員ならびに父母会会員は、個人情報の保護に関する法令およびその他の規範を

遵守する。
（その他）
第１７条
    1. 本規約は ２０１３年１１月１日より施行する。
    2. 規約の改正は総会の議決による。
    3. 本規約に定め無き事柄は、役員の協議により決定する。

**＜　入会および同意について　＞**

私は入会者の保護者として、江東ラグビークラブに入会させるにあたり、上記条項について

同意し遵守することを誓約いたします。また、クラブの活動を通して撮影された写真・動画などに

ついては、ホームページやSNSでの掲載・発信、並びに各種メディアでの取材において利用される

ことがあることを承諾いたします。

本同意は、江東ラグビークラブ退会時まで自動的に継続することとします。

以上

**（注）**

**上記内容をご理解、確認のうえホームページの入会フォームにある『江東ラグビークラブ規約に同意する』にチェックを入れてください。**